

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		平成27年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に 対する販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,632	kℓ X	kℓ 249	kℓ 1,138
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	147	216	55	216
連続式蒸留しょうちゅう	X	X	X	X	X	538	X	70	465
単式蒸留しょうちゅう	38	6,902	11,520	946	720	22,270	12,117	2,307	12,837
み り ん	-	-	-	-	-	646	605	81	605
ビ ー ル	-	18,865	4,483	106	105	43,777	17,323	4,592	17,428
果 実 酒	-	-	51	17	-	5,167	2,993	612	2,993
甘 味 果 実 酒	-	-	18	16	-	150	156	45	156
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	1,355	X	148	603
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	49	32	10	32
発 泡 酒	2	7,300	1,379	24	25	35,247	18,953	2,593	18,978
原料用アルコール・スピリッツ	-	5	48	4	3	13,403	3,824	1,280	3,827
リ キ ュ ー ル	-	17,431	1,029	54	66	88,563	33,680	7,869	33,746
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	13,052	X	474	7,822
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	40	50,502	18,542	1,167	919	225,995	99,924	20,386	100,845

調査期間等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 22 年 度	1,290	266	20,388	26,374	86,452	134,768
平 成 23 年 度	1,159	229	15,145	21,958	68,879	107,368
平 成 24 年 度	1,186	241	16,074	20,295	68,927	106,726
平 成 25 年 度	1,211	230	14,628	19,404	69,784	105,260
平 成 26 年 度	1,138	216	13,302	17,428	68,762	100,845

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那覇	kℓ 323	kℓ 22	kℓ 163	kℓ 3,951	kℓ 144	kℓ 4,888	kℓ 832	kℓ 36	kℓ 188	kℓ 13	kℓ 5,136	kℓ 1,197	kℓ 10,592	kℓ 2,090	kℓ 29,576	那覇
宮古島	48	4	23	582	27	506	83	4	22	1	888	159	1,175	344	3,866	宮古島
石垣	51	8	27	925	40	1,527	143	6	29	1	890	93	1,619	457	5,814	石垣
北那覇	251	153	116	2,628	204	4,437	867	44	157	7	3,810	809	6,225	1,782	21,490	北那覇
名護	82	6	21	1,329	69	1,715	224	21	40	2	2,225	274	2,923	385	9,316	名護
沖縄	383	23	115	3,422	121	4,355	844	45	167	8	6,029	1,295	11,212	2,764	30,783	沖縄
総計	1,138	216	465	12,837	605	17,428	2,993	156	603	32	18,978	3,827	33,746	7,822	100,845	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取 消 場 数	許 消 減 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数													(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数				
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)			場	者	者		
清 酒	4	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	内	2	3	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
連続式蒸留しょうちゅう	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	内	-	2
単式蒸留しょうちゅう	51	-	-	-	5	1	14	8	7	5	7	-	3	-	-	-	1	51	5	51	内	4	50	
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
ビ ー ル	7	-	-	-	3	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	7	3	3	内	2	6	
果 実 酒	8	-	1	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	4	1	内	3	6	
甘 味 果 実 酒	7	1	1	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	3	1	内	2	7	
ウ イ ス キ ー	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	内	-	3	
ブ ラ ン デ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内	2	2	
原料用アルコール	26	-	-	-	8	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	14	26	1	-	内	1	26	
発 泡 酒	9	1	1	-	4	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	9	3	2	内	2	8	
そ の 他 の 醸 造 酒	4	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	内	2	4	
ス ピ リ ッ ツ	49	2	1	-	7	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	50	6	3	内	5	49	
リ キ ュ ー ル	27	3	-	-	11	3	8	3	-	-	-	-	-	-	-	1	4	30	3	3	内	2	29	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
雑 酒	10	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	9	1	-	内	1	9	
合 計	209	7	5	-	54	10	26	14	8	7	7	-	3	1	2	79	211	37	66	内	28	204		
各酒類を 通じた もの	平 成 24 年 度				9	1	22	7	5	3	8	1	3	-	1	2	62	7		内	5	61		
	平 成 25 年 度				7	2	15	7	12	2	9	1	3	-	1	3	62	6		内	4	60		
	平 成 26 年 度				9	2	18	9	9	3	8	1	3	-	1	3	66	7		内	5	63		

調査対象等：平成27年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成26年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰			設置許 けの 場	設置許 けな いの 場		
清酒	-	-	-	2	-	-	2	-
合成清酒	-	-	-	1	-	-	1	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	1	-	-	1	-
単式蒸留しょうちゅう	3	2	-	2	12	-	19	18
みりん	-	-	-	1	-	-	1	-
ビール	-	-	-	3	-	-	3	1
果実酒	-	-	-	2	-	-	2	-
甘味果実酒	-	-	-	2	-	-	2	-
ウイスキー	-	-	-	2	1	-	3	1
ブランデー	-	-	-	2	-	-	2	-
原料用 アルコール	1	-	-	1	7	-	9	-
発泡酒	-	-	-	1	-	-	1	-
その他の醸造酒	-	-	-	1	-	-	1	-
スピリッツ	3	1	-	2	9	-	15	-
リキュール	-	1	-	3	9	-	13	-
粉末酒	-	-	-	1	-	-	1	-
雑酒	-	-	-	1	-	-	1	-
合計	7	4	-	28	38	-	77	20
うち実蔵置場数	3	2	-	3	12	-	20	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
0	0

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	0
もろみ	8	0

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数		
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売売 方に 法限 にる 条旨 件の が条 付件 さが れ付 てさ いれ ない ても いる の 及も びの	全酒類	4	966	970	94	625	
	ビール	1	-	1	-	-	
	洋酒	4	6	10	1	4	
	輸出入酒類	6	8	14	1	7	
	店頭販売酒類	-	-	-	-	-	
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-	
	自己商標酒類	-	2	2	-	1	
	自製酒類	清酒・みりん	-	1	1	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	1	15	16	-	18
		ビール	1	1	2	-	-
		洋酒	1	3	4	-	3
		計	3	20	23	-	21
	期限付	-	-	-	-	-	
	その他の酒類	-	3	3	-	2	
	合計	18	1,005	1,023	96	660	
	合 計 の う ち	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
製造者の共同販売機関		-	-	-	-	-	
販の 売条 件方 法に 付に され て小 売に 限る も 旨の	全酒類	一般のもの			2,001	62	1,542
		期限付			-	-	-
		特殊のもの			1	-	-
		計			2,002	62	1,542
	その 他の 酒類	一般のもの			95	5	66
		期限付			-	-	-
		特殊のもの			-	-	-
		通信販売だけのもの			29	1	22
		計			124	6	88
	合計			2,126	68	1,630	
媒介業			7	-	4		
代理業			-	-	-		

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：

- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造																								販売業免許場数				税務署名												
	清酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ			リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		免許 場数	製造 場数										
那覇	-	-	-	-	-	7	7	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	6	-	6	1	-	-	1	-	28	10	230	160	664	411	那覇	
宮古島	-	-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	7	1	1	-	-	-	-	16	9	70	52	112	90	宮古島	
石垣	-	-	-	-	-	10	10	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	-	4	1	-	-	2	-	32	12	86	58	190	151	石垣	
北那覇	2	-	-	-	-	9	9	-	-	1	-	1	-	2	-	-	1	-	6	-	1	-	2	-	10	1	5	-	-	1	-	41	10	177	110	364	318	北那覇			
名護	1	-	-	-	-	12	12	-	-	3	1	2	1	2	-	1	-	-	5	-	3	-	1	-	12	1	8	-	-	3	-	53	15	220	142	304	268	名護			
沖縄	1	-	-	-	2	2	6	6	-	-	1	-	3	-	1	-	2	-	1	-	5	-	3	1	1	-	7	-	6	1	-	41	10	240	138	492	392	沖縄			
総計	4	-	-	-	2	2	51	51	-	-	7	3	7	1	7	1	3	-	2	-	26	-	9	2	4	-	50	3	30	3	-	9	-	211	66	1,023	660	2,126	1,630	総計	

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。